



福祉施設版

NEWS LETTER

2018 年 10 月号

税理士法人のむら会計

石川県金沢市玉川町6-33

TEL : 076-262-0126 / FAX : 076-232-3116

福祉用具貸与価格の上限設定スタート



平成 30 年度介護報酬改定により、福祉用具の貸与価格に上限設定が行われることとなりました。10 月よりスタートです。同時に、福祉用具専門相談員には、利用者に対する一定の説明等が義務付けられています。

上限額が発表されました

要介護者等が自宅で自立した日常生活を営むことを目的に、日常生活の便宜を図るためや機能訓練のための一定の福祉用具のリース（貸与）について、そのリース料（貸与価格）を介護保険で賄うことができます。

この貸与価格について、平成 30 年 10 月から上限額が設定されました。この上限を超えると、福祉用具貸与事業者は福祉用具貸与費が算定できません。

上限設定は「全国平均貸与価格+1 標準偏差 (1SD)」を基準に商品ごとに行われます。

平成 30 年 10 月 1 日から適用される上限額は、既に厚生労働省より公表されています。以下の URL にて上限額の一覧表（エクセルファイル）がダウンロードできます。ご活用ください。

厚生労働省

「福祉用具の全国平均貸与価格及び貸与価格の上限一覧（平成 30 年 10 月）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/3010.xlsx>

なお、上限額は年 1 回の頻度で見直しが行われます。新商品についても、平成 31 年度以降、3 ヶ月ごとに上限額が設定されますので、随時ご確認ください。

利用者への説明も義務化

今回の改定では、利用者が適切に福祉用具を選択できるよう、運営基準の改正も行われました。これにより、福祉用具専門相談員には、以下の事項が義務付けられています。

- ① 貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、**当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明**すること。
- ② 機能や価格帯の**異なる複数の商品を利用者に提示**すること。
- ③ 利用者に交付する**福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付**すること。

なお、①の「当該商品の全国平均貸与価格」については、左記の URL にてダウンロードできる一覧表に上限額とともに掲載されています。併せてご利用ください。

介護が必要になったときに不安なこと

介護が必要になったとしたら、人はどのようなことに不安を感じるのでしょうか。ここでは、今年 6 月に内閣府から発表された調査結果※から、年代別に高齢者が介護が必要な状態になった場合に不安なことについて、みていきます。

最も不安なのは家族へ負担をかけること

上記調査結果によると、介護が必要な状態（要介護2程度）になった場合、回答者の82.7%が特に不安なことがある、15.6%が特に不安なことがないと回答しています。次に、介護が必要な状態になった場合に不安なことをまとめると、下表のとおりです。

回答者全体の最も不安なことは、「家族に肉体的・精神的負担をかけること」で、50.6%となりました。次いで「身体の自由がきかなくなる」が40.5%、「介護に要する経済的負担が大きい」が28.8%などとなっています。

男女で大きな違いはみられず

男女別にみると、男性、女性ともにすべての年代で、「家族に肉体的・精神的負担をかける」が最も不安なことになっており、男性では64歳までの年代で50%以上に、女性では74歳までの年代で50%以上になりました。

年代別介護が必要な状態になった場合に不安なこと（複数回答、%）

| | 全体 | 男性 | | | | | | 女性 | | | | | |
|-------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| | | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80歳以上 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70～74歳 | 75～79歳 | 80歳以上 |
| 家族に肉体的・精神的負担をかける | 50.6 | 55.6 | 51.0 | 44.6 | 41.8 | 49.2 | 41.4 | 66.9 | 59.8 | 53.9 | 53.4 | 48.9 | 46.0 |
| 介護してくれる家族がない | 14.1 | 17.1 | 10.5 | 12.7 | 3.7 | 12.5 | 10.9 | 18.6 | 17.3 | 14.6 | 18.7 | 16.1 | 17.6 |
| 介護に要する経済的負担が大きい | 28.8 | 35.9 | 31.4 | 32.4 | 22.2 | 20.3 | 17.2 | 41.5 | 35.8 | 28.3 | 31.1 | 30.5 | 20.3 |
| 収入がなくなる | 16.7 | 47.0 | 30.7 | 19.2 | 14.3 | 9.4 | 4.7 | 26.3 | 21.8 | 14.6 | 11.9 | 6.9 | 4.3 |
| 現在の住宅の構造に問題がある | 10.5 | 11.1 | 10.5 | 10.8 | 7.4 | 7.8 | 4.7 | 17.8 | 18.4 | 8.2 | 11.9 | 12.1 | 5.9 |
| 希望する介護施設等に入れない | 17.8 | 17.1 | 17.6 | 20.2 | 14.8 | 18.8 | 10.9 | 22.0 | 17.3 | 19.6 | 17.6 | 21.8 | 14.4 |
| 緊急時に対応できる病院が近くにない | 6.0 | 2.6 | 3.9 | 5.2 | 4.8 | 3.1 | 8.6 | 7.6 | 10.1 | 6.4 | 4.7 | 7.5 | 6.4 |
| 介護に関する情報が少ない | 5.3 | 6.8 | 7.2 | 7.0 | 3.2 | 3.9 | 1.6 | 3.4 | 5.0 | 6.4 | 5.7 | 5.7 | 5.3 |
| 身体の自由がきかなくなる | 40.5 | 44.4 | 38.6 | 38.5 | 39.7 | 32.0 | 28.9 | 46.6 | 49.7 | 42.9 | 46.6 | 40.8 | 34.8 |
| 人生の楽しみが感じられなくなる | 20.6 | 25.6 | 20.3 | 27.2 | 15.9 | 18.8 | 14.1 | 31.4 | 24.6 | 23.3 | 17.1 | 16.7 | 13.9 |
| 理由はないが、漠然と不安を感じる | 22.2 | 10.3 | 16.3 | 16.9 | 19.0 | 20.3 | 20.3 | 32.2 | 30.2 | 24.7 | 20.7 | 29.9 | 24.1 |

内閣府「平成29年高齢者の健康に関する調査結果」より作成

※内閣府「平成29年高齢者の健康に関する調査結果」

全国の55歳以上（平成29年1月1日現在）の男女3,000人を対象に、29年12月～30年1月に行われた調査です。詳細は次のURLのページからご確認ください。<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h29/zentai/index.html>

福祉施設でみられる 人事労務Q & A



『通勤途中でケガをしたときに確認すべきこと』



先日、ある職員が出勤前に買い物に立ち寄った際、階段で足を踏み外して転倒し、ケガをしてしまいました。通勤途中で立ち寄ったこととなりますが、このような場合、通勤災害の給付は受けられるのでしょうか。



通勤災害として認められるためには、①業務に関連し、②職員の住居と業務を行う場所の往復で発生し、その経路が合理的であり、③中断や逸脱がない、という3つの条件を満たしていることが求められます。今回のケースでもこれらのことを確認して、個別に判断することになります。

詳細解説：

労災保険では、業務上発生した災害による職員のケガや病気等（以下、「ケガ等」という）を対象として、治療が受けられ、また休業中の給与の補償が行われますが、通勤途中におけるケガ等についても一定の条件を満たせば、「通勤災害」として業務上の災害と同様に保険給付が行われます。



通勤災害として給付を受けるためには、そのケガ等が以下の条件を満たした通勤途中で発生していることが求められます。

① 業務関連性があること

職員の移動が業務に関連していることが必要です。つまり、業務をするために（出勤）、または業務が終了したために（退勤）行われる移動である必要があります。

② 職員の住居と業務を行う場所の往復で発生し、合理的な経路及び方法であること

一般的には、職員が住んでいる生活の拠点である場所から、業務を開始または終了する場所の移動である必要があります。ただ、住居や業務の場所は、さまざまな状況が考えられるため、必ずしも職員の自宅、施設とは限りません。例えば、業務の場所については、朝、利用

者の自宅に直接行く場合、業務の開始場所は施設ではなく利用者の自宅となる場合があります。

また、この移動においては合理的な経路及び方法である必要があります。合理的な経路は、最短ルートに限らず、通常利用するルートや交通事情により迂回したルートも含まれます。

③ 中断及び逸脱がないこと

通勤途中に、買い物やレストランで飲食をする等、通勤とは関係のないことを行ったり（中断）、通勤の目的以外の理由で経路を外れたり（逸脱）することがあります。この中断や逸脱をした場合、その後本来の経路に戻ったとしても、中断や逸脱以降においては原則として通勤と認められません。

ただし、経路近くの公衆トイレを利用する等、ささいな行為や、中断や逸脱が日常生活に必要な行為を最小限行い、合理的な経路に戻った後の移動については、通勤として認められています。日常生活に必要な行為とは、例えば日用品の購入、選挙権の行使、病院での診察のほか、父母等の介護が挙げられます。

労災保険上、通勤と認められたときのみ通勤災害として給付が行われるため、実際に通勤途中でケガ等が発生した場合は、当該職員から詳細な情報を確認するようにしましょう。

事例で学ぶ 4 コマ劇場

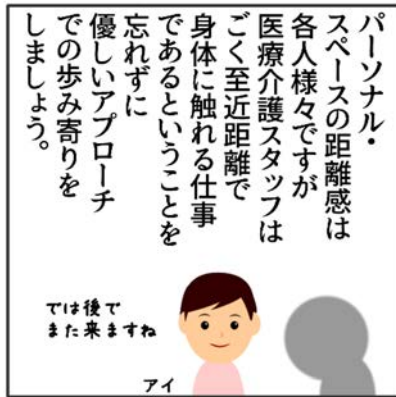
今月の接遇ワンポイント情報

『パーソナル・スペース』



ワンポイントアドバイス

パーソナル・スペース



皆様は「パーソナル・スペース」という言葉をご存知でしょうか。

人はそれぞれ、他人に入られたくない距離 (= 傷つかず、自分を守ることでできる心理的空間 = パーソナル・スペース) を持っています。

介護スタッフは、身体の不自由な利用者様の身体に触れる仕事ですから、このパーソナル・スペースを意識することが大切です。

例えば、今回のようにカーテンを閉めている利用者様のスペース。このカーテンの中の空間は、利用者様のパーソナル・スペースとして、個人的にゆったりできる空間が築かれています。ですからこの空間に配慮せず、アイさんがいきなりカーテンを開けてしまうことで、中に居る利用者様が驚くのも無理はありません。

この場合には、カーテンを開ける前に一言、次のような声を掛けることで、パーソナル・スペースのバリアが緩みます。



その後、一呼吸おいてカーテンを開ける際には、利用者様は心の準備ができていますから、介護スタッフの言動を心から受け止めることができます。

近くに居る人のパーソナル・スペースを観察するとよいでしょう。繰り返すことで、人それぞれパーソナル・スペースが違ってくるようになります。その結果、対人対応力を養うことができます。

